

中小企業に対する少額減価償却資産 取得価額損金算入特例の適用

Q 当組合が平成15年度において購入した25万円のパソコンの償却について、平成15年度税制改正による「中小企業者に対する少額減価償却資産損金算入特例」を適用し、取得価額の全額を一時に損金に算入したいのですが、その手続はどうなっているのでしょうか。

A 平成15年度税制改正により新設された「中小企業者に対する少額減価償却資産取得価額の損金算入特例」の適用については、国税庁がホームページ（注記）上で、当制度を適用する上で必要となる明細書の添付に関する取り扱いを公表している。

平成15年度税制改正により新設されたこの制度は、青色申告書を提出する中小企業者が、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得価額30万円未満の「少額減価償却資産」を取得し、これを事業の用に供した場合において、その「少額減価償却資産」の取得価額を損金経理したときは、その損金算入を認める制度である。

この制度の適用を受けるためには、措置法に定める明細書の添付を要件としているが（措法67の8）、この取り扱いがホームページ上で明らかにされ、別表16(1)又は別表16(2)「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の「備考」欄に、一定の事項を記載することで、明細書の添付に代えることができる。

「備考」欄に記載すべき事項として、

- (1) 取得価額30万円未満の減価償却資産については、措置法67条の8を適用していること。

- (2) 適用した減価償却資産の取得価額の合計額を示すこと。
- (3) 適用した減価償却資産の明細書は、別途保管していること。

具体的には、「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の「備考」欄に、次のように記載する。

「取得価額30万円未満の減価償却資産について、措置法67の8の規定を適用し、その合計額は 円であり、その明細書は別途保管している」

この特例の適用に当たり注意を要するのは、この特例適用資産は固定資産税（償却資産）の対象となる点で、償却資産の申告を要し、事業者が150万円（免税点）以上の償却資産を有することとなれば、固定資産税（償却資産）の課税を受けることとなる。

(注) 国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/sonota/houzin/1761/01.htm>)

インフォメーション

組合会計・法律相談のご案内

- 東京都中央会 -

東京都中小企業団体中央会では、専門家による組合運営に関する会計並びに法律の特別相談を実施しています。相談料は無料です。2月の相談日は以下のとおりです。相談ご希望の場合には、必ず事前に下記要領でお申し込みください。

相談日時 原則として、金曜日の午後1時30分から4時30分までです。
なお、都合により日程を変更することもありますので、予めご了承ください。

平成16年2月分 会計相談 6日(金) 20日(金) 27日(金)
法律相談 13日(金)

相談場所 東京都中小企業会館9階 東京都中小企業団体中央会「情報室」
申込方法 必ず事前に電話・FAX・eメールで下記までお申し込みください。
申込先 東京都中小企業団体中央会 情報室
TEL 03-3542-0386(代) FAX 03-3545-2190
eメール: tochu@tokyochuukai.or.jp